

## 目的・概要

沖縄の産業振興を進めるためには、**新事業の創出**を促進することがたいへん重要であることから、沖縄公庫において、公庫法に規定する業務のほかに、特例業務として沖縄において新たに事業を開始しようとする者等に対して出資を行うことができることとしています。

## 沖縄公庫の新事業創出促進業務の概要

沖縄において、新たな事業を創り出し、育成・発展させるため、その事業に必要となる資金を出資したり、出資を希望する者に対する助言などの関連業務を行います。

対象となるのは次に掲げる人たちです。

### 新規創業者

- ・ 沖縄において新たに事業を開始しようとする者
- ・ 事業を開始してから5年を経過していない者

### 新事業分野開拓者

- ・ 事業多角化（分社化含む）を行う者

